

綜學社やまとことば語り部養成協会受講規約

一般社団法人綜學社やまとことば語り部養成協会（以下「当協会」といいます。）が開催する講座について受講を希望する者（以下「申込者」といいます。）は次の規約（以下「本規約」といいます。）を理解し承認した上で受講するものとします。

第1条 受講契約の成立及び前提事実

当協会と申込者との間の受講契約は、申込者が本規約を承認して当協会の講座の受講を申し込み、当協会がこれを承諾したときに成立します。

なお、当協会は、資格認定後も申込者に業務（当協会が講師に受講者をあつせん・紹介することを含む。）を提供することはなく、資格取得者に業務または利益を約束するものではありません。申込者は、資格取得前はもちろん、資格取得後も、当協会から業務の提供または利益を一切受けるものでないことを前提に受講するものとします。

第2条 受講料及び支払方法

申込者は、当協会に対し、当協会が定める受講料を、講座開始日の前日（ただし、当協会が指定する日があるときはその日）までに支払うものとします。振込手数料は申込者が負担するものとします。

第3条 中途解約時の違約金

申込者が中途解約をするときは、当協会に対し、書面またはこれに準ずる方法（電子メール等）によって通知するものとし、次のとおり違約金を支払うものとします。

- ア 最初の講座開始日の14日前までに解約する場合 違約金なし
- イ 最初の講座開始日の8～13日前までに解約する場合 受講料の3割
- ウ 最初の講座開始日の2～7日前までに解約する場合 受講料の8割
- エ 最初の講座開始日の前日または講座当日以降に解約する場合 受講料全額

第4条 講座欠席の場合

申込者が講座を欠席した場合には受講料は返還されませんが、動画再生等による講座の振替受講ができる場合があります。ただし、最終回の講座等、会場に出席することを当協会が指定した講座については、動画再生等による振替受講はできません。

次期講座への振替えは、当協会が認めた場合にできる場合があります。

第5条 遵守事項

申込者は、講座を受講するに際し、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 真摯な態度で誠実に受講すること
- (2) 講師の指示に従い、不規則発言を控えること
- (3) 他の受講者の迷惑となり、受講の妨げとなる行為をしないこと
- (4) その他当協会及び他の受講者の利益を害しないこと

第6条 資格認定の条件

申込者は、当協会所定の講座全ての受講を完了し、当協会が指定する試験に合格したときは、当協会が認定する資格を取得します。資格の有効期間は資格認定

日から3年間（ただし、当協会が定めた期間があるときはその期間）とします。

第7条 資格認定料及び年会費

申込者は、前条の資格認定を受けたときは、資格認定日の翌月末日（ただし、当協会が指定する日があるときはその日）までに、当協会所定の認定料及び当協会が定める年会費を支払うものとします。年会費は、1年毎の支払を要し、翌年以降も同様とします。

第8条 資格の更新要件

申込者の資格の更新要件は当協会が別途定めるものとします。

第9条 申込者の都合による資格の取消し及び退会

申込者が、申込者の都合による資格の取消しまたは退会を希望するときは、書面またはこれに準ずる方法（電子メール等）によって当協会に通知するものとします。この場合、既に支払った年会費及び資格認定料の返還を求めることはできないものとします。

第10条 契約解除、資格取消し及び退会

当協会は、以下の事由が生じたときは、直ちに受講契約を解除し、申込者の資格を取り消し、または退会させることができますものとします。

- (1) 申込者が受講料、認定料もしくは年会費の支払を怠り、または本規約に違反した場合
- (2) 申込者が遵守事項に違反し、当協会の注意を受けてもこれに従わない場合
- (3) 申込者が他の受講者に対する誹謗中傷、または受講した内容と異なることを伝えるなど、当協会の趣旨に反する活動を行っている場合
- (4) 当協会又は他の受講者の利益を害する行為をした場合
- (5) 申込者と当協会の信頼関係を破壊する事情が生じた場合
- (6) その他当協会が受講または資格保持にふさわしくないと判断した場合

第11条 著作権等権利の帰属

当協会の講座及び講座で使用する書籍、冊子、教材その他の物及び電磁的記録の所有権、著作権、知的財産権その他一切の権利はすべて当協会に帰属するものとします。

第12条 秘密保持

申込者は、当協会でも知り得た個人情報その他の情報であって、通常公開されることを希望しない性質のものを、みだりに第三者に開示し、漏洩しないものとします。

第13条 個人情報

当協会は、申込者の個人情報について、法令に定める場合のほか、本契約に必要な連絡や協会または講師が開催する講座及びイベント等の案内、商品・情報・サービスの提供、企画、提案又は宣伝等のため、その他上記に関連する目的のために利用することができるものとします。

第14条 講座の延期、中止または終了

当協会は、やむを得ない事由がある場合、予定していた講座の開催を延期、中止または終了することがあります。この場合、当協会は、可能な限り代替措置をとるものとしますが、いかなる事由があっても、申込者に対し、損害賠償責任を

負わないものとします。

第15条 免責

当協会は、当協会に故意または重大な過失がある場合を除き、当協会、講師または受講者の行為によって申込者に損害が生じた場合であっても、一切損害賠償責任を負わないものとします。

また、申込者は、本規約に定める場合のほか、いかなる事由があっても、当協会に対し、既に支払った受講料、認定料または年会費の返還を求めることはできません。

第16条 損害賠償

申込者は、本規約に違反し、その他故意または過失によって当協会に損害を生じさせたときは、その損害全部（当協会が要した弁護士費用も含まれます。）を賠償するものとします。

第17条 暴力団の排除

申込者が暴力団の構成員その他これに準ずるものであることが判明したときは、当協会は直ちに受講契約の解除及び資格の取消しを行うことができるものとし、申込者はこれによる損害賠償を求めることができないものとします。

第18条 規約の変更

当協会は、規約変更日を定めて当協会のウェブサイトに掲載することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、申込者は変更後の規約に従うものとします。

第19条 準拠法及び管轄

申込者と当協会の間で講座の受講、資格の認定及び取消しその他本規約または受講契約に関して紛争が生じたときは、日本国の法令に従い、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

「当協会の定める事項」

第1 料金一覧表

受講料・資格の認定料・年会費は次のとおりとします（消費税込）。

講座名	金額
言本師養成講座 WEB 講座 3 回、会場受講 1 回	80,000 円
言伝師が言本師養成講座を受講する場合 WEB 講座 3 回、会場受講 1 回	50,000 円
言伝師養成講座 WEB 講座 3 回、会場受講 1 回	50,000 円
やまとことば國學の世界観 WEB 講座 13 回	100,000 円
やまとことば姓名師養成講座 WEB 講座 5 回、会場受講 1 回	150,000 円
言本師・言伝師が姓名師養成講座を受講する場合 WEB 講座 5 回、会場受講 1 回	120,000 円

綜医学講座（継続講座） 会場参加又はWEB参加 毎月1回	1講座 10,000円
認定登録料（言本師、言伝師、やまとことば姓名師）	20,000円
年会費（言本師、言伝師、やまとことば姓名師）	10,000円

第2 資格の更新要件

資格の更新要件は次のとおりとします。

1 言本師（ことのもとし）

資格の有効期間は3年とし、次のいずれかの条件を満たすことが必要です。

- (1) 資格の有効期間内に言伝師を1名以上養成すること
- (2) 資格の有効期間内に絵本の読み語り動画を事務局に提出する。
(絵本2頁～60頁子供向け文章読み語りを20分位の動画で提出する。)
- (3) 上記(1)(2)が困難な場合、当協会が指定する講座全部を受講すること

2 言伝師（ことつたえし）

資格の有効期間は3年とし、次のいずれかの条件を満たすことが必要です。

- (1) 資格の有効期間内に絵本の読み語り動画を事務局に提出する。
(絵本2頁～60頁子供向け文章読み語りを20分位の動画で提出する。)
- (2) 上記(1)が困難な場合、当協会が指定する講座全部を受講すること

第3 資格に伴う特典等

- 1 言本師・言伝師・姓名師としての認定証を発行し、正式名称を使用できます。
- 2 当協会のホームページに掲載し、Facebook 限定グループに参加できます。
- 3 資格者式典（年1回）で表彰対象となります。（言本師、言伝師）
- 4 割引価格で再受講が可能です。
- 5 言本師・言伝師・姓名師として講座を開催する際に受講生の紹介を受けることができます。ただし、その際は、紹介者に対し、紹介料（1万円から当協会手数料20%及び振込手数料を差し引いた額とします。）を支払うこととします。紹介については、紹介者・受講生の両方で合意し、紹介者はその旨を当協会に報告することとします。
- 6 そのほか、鑑定料の目安・綜主の指導料等の詳細について、ご家訓を希望される場合は、個別にお問合せ下さい。

以上